

第 47 回 横浜市発達障害検討委員会 次第

【日時】平成 31 年 2 月 27 日（水）午後 3 時～5 時

【場所】市庁舎 8 階 8 B 会議室

1 開会

(1) こども福祉保健部長あいさつ

2 議題

(1) 第 46 回発達障害検討委員会報告

(2) 今後の検討の流れについて

(3) 市障害者施策検討委員会への報告内容について

3 その他

第47回 横浜市発達障害検討委員会 座席表

平田 幸宏 委員 渡部 匡隆 委員

(東洋英和女学院大学人間科学部) (横浜国立大学 大学院教育学研究科高度教職実践専攻)



- 寺田 純一 委員
(かながわ地域活動ホーム ほのぼの)
- 中野 美奈子 委員
(横浜市自閉症児・者親の会)
- 坂上 尚子 委員
(神奈川県LD等発達障害児・者親の会
にじの会)
- 西尾 紀子 委員
(横浜市発達障害者支援センター)

- 高木 一江 委員
(横浜市中心部地域療育センター)
- 小川 淳 委員
(横浜市総合リハビリテーションセンター)
- 安藤 壽子 委員
(NPO法人 L'enfantPlaza
(らんふあんぷらざ))
- 池田 彩子 委員
(NPO法人 ユースポート横浜
よこはま若者サポートステーション)

司会

- 障害企画推進係担当

事務局

- 特別支援相談教育課長
- 特別支援教育課長
- 障害支援課長
- 障害企画課長
- 障害児福祉保健課長
- こども福祉保健部長

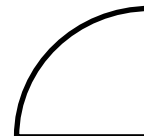
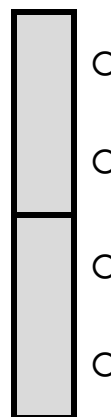
事務局

- 幼・連携・保・小担当課長
- 保育・人材課長
- 企画調整課長
- 企画課長
- 精神保健福祉推進担当課長
- 障害福祉課長

事務局

- 特別支援担当係課長
- 特別支援担当係課長
- 企画課担当係長
- 障害児福祉保健担当係長
- 障害児福祉保健担当係長

傍聴席



平成 30 年度 横浜市発達障害検討会委員名簿

(敬称略)

		氏 名	所 属
1	学識経験者	渡部 匡隆	横浜国立大学教授 大学院教育学研究科高度教職実践専攻
2	学識経験者	平田 幸宏	東洋英和女学院大学人間科学部
3	医療従事者	高木 一江	横浜市中心部地域療育センター
4	障害児・者の福祉に関する事業に従事する者	小川 淳	横浜市総合リハビリテーションセンター
5	障害児・者の福祉に関する事業に従事する者	寺田 純一	かながわ地域活動ホーム ほのぼの
6	障害児・者の福祉に関する事業に従事する者	安藤 壽子	NPO法人 L' enfantPlaza (らんふあんぷらざ)
7	障害児・者の福祉に関する事業に従事する者	西尾 紀子	横浜市発達障害者支援センター
8	障害児・者の福祉に関する事業に従事する者	池田 彩子	NPO法人 ユースポート横濱 よこはま若者サポートステーション
9	障害児・者やその家族	坂上 尚子	神奈川LD等発達障害児・者親の会 にじの会
10	障害児・者やその家族	中野 美奈子	横浜市自閉症児・者親の会

平成30年度 横浜市発達障害検討委員会事務局名簿

	局名	補職名	氏名	
事務局	健康福祉局	障害福祉部長	本吉 究	
		企画課長	平木 浩司	
		障害企画課長	佐渡 美佐子	
		障害福祉課長	佐藤 祐子	
		障害支援課長	上條 浩	
		精神保健福祉推進担当課長	榎本 良平	
	こども青少年局	こども福祉保健部長	細野 博嗣	
		企画調整課長	福嶋 誠也	
		障害児福祉保健課長	遠藤 文哉	
		青少年相談センター所長	内田 太郎	
		放課後児童育成課長	茨 志麻	
		子育て支援課長	永井 由香	
		保育・教育運営課長	武居 秀顕	
		保育・教育人材課長	甘粕 亜矢	
	教育委員会事務局	幼・保・小連携担当課長	金子 正人	
		特別支援教育課長	須山 次郎	
			特別支援教育相談課長	青木 正章
	事務担当	健康福祉局	企画課企画担当係長	江原 顕
障害企画課企画調整係長			中村 剛志	
障害企画課施策推進担当係長			米澤 宏彰	
障害企画課精神保健福祉係長			中村 秀夫	
障害企画課就労支援係長			奈良 茜	
障害福祉課生活支援係長			石川 裕	
障害福祉課地域活動支援係長			吉原 祥子	
障害支援課在宅支援係長			黒米 健一	
障害支援課事業支援係長			品田 和紀	
障害者更生相談所相談係長			市原 剛	
こころの健康相談センター相談援助係長			新海 隆生	
こども青少年局			企画調整課企画調整係長	三堀 浩平
		障害児福祉保健課担当係長	酒井 拓水	
		障害児福祉保健課担当係長	土屋 友美	
		青少年相談センター相談支援担当係長	児島 献一	
教育委員会事務局		特別支援教育課担当係長	永井 俊雄	
		特別支援教育課担当係長	菊地 弘美	
		特別支援教育相談課担当係長	野池 和美	

横浜市発達障害検討委員会運営要綱

制 定 平成 17 年 8 月 10 日 福障福第 440 号（局長決裁）
最近改正 平成 29 年 3 月 23 日 健障企第 3172 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 発達障害者支援法（平成 16 年 12 月 10 日法律第 167 号。以下「法」という。）が施行されたことに伴い、市内の発達障害児・者について、各ライフステージに対応する支援体制の整備を図り、発達障害児・者の福祉の向上を図るため、横浜市障害者施策推進協議会運営要綱第 5 条に定める横浜市障害者施策推進協議会の部会として設置する横浜市発達障害検討委員会（以下「委員会」という。）を運営するにあたり必要な事項を定める。

2 本委員会は、法第 19 条の 2 に規定する発達障害者支援地域協議会として位置づける。

（検討事項）

第 2 条 委員会で検討する事項は次のとおりとする。

- (1) 発達障害児・者の実態把握について
- (2) 支援計画の作成について
- (3) 今後の支援体制について
- (4) 発達障害の理解促進の実施について
- (5) その他必要となる事項について

（組織）

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから局長が任命する。

- (1) 発達障害者やその家族
- (2) 学識経験者その他関係者
- (3) 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う者

（委員の任期）

第 3 条の 2 委員の任期は、2 年までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第 4 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（会議）

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の意見聴取)

第6条 委員長は、委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見を聴くことができる。

(懇談会)

第7条 委員会は、特に必要があると認められる時には、会議に、発達障害に関する専門事項について助言を求めため、懇談会を設置することができる。

2 懇談会の委員は、医療、保健、福祉、教育、労働等の各分野の中から就任を依頼する。

3 懇談会は、必要に応じて、委員長が招集する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉局において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会にはかつて定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年8月10日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後最初の委員会の招集は、局長が行なう。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

平成 31 年 2 月 27 日
横浜市発達障害検討委員会

第 47 回発達障害検討委員会の検討内容について

1 第 46 回発達障害検討委員会報告

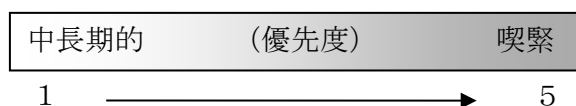
(1) 概要

「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者」への、ライフステージ全般に関する施策展開の方向性を検討した。

(2) 検討内容

- 第 45 回検討委員会のディスカッションから抽出された課題項目について、内容の確認を行った。
- 抽出された課題について、【ア 重要性】【イ 緊急性】【ウ 難易度（マンパワー・費用・時間の側面から）】の 3 つの視点に基づき、優先度を分類した。

【参考】優先度の分類について



(3) 検討結果

【資料 2・3】を参照。

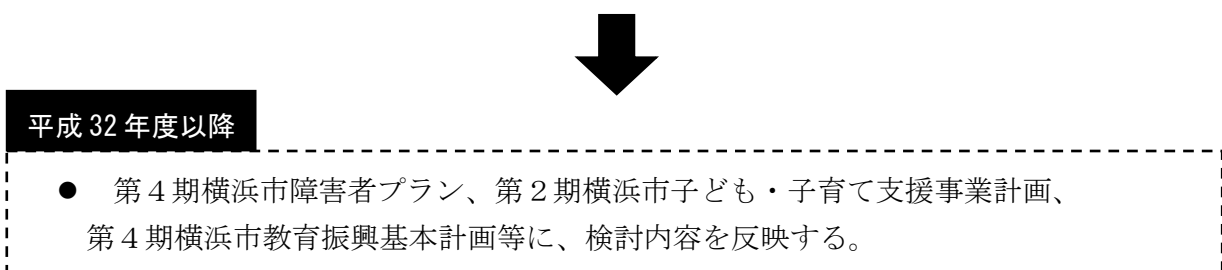
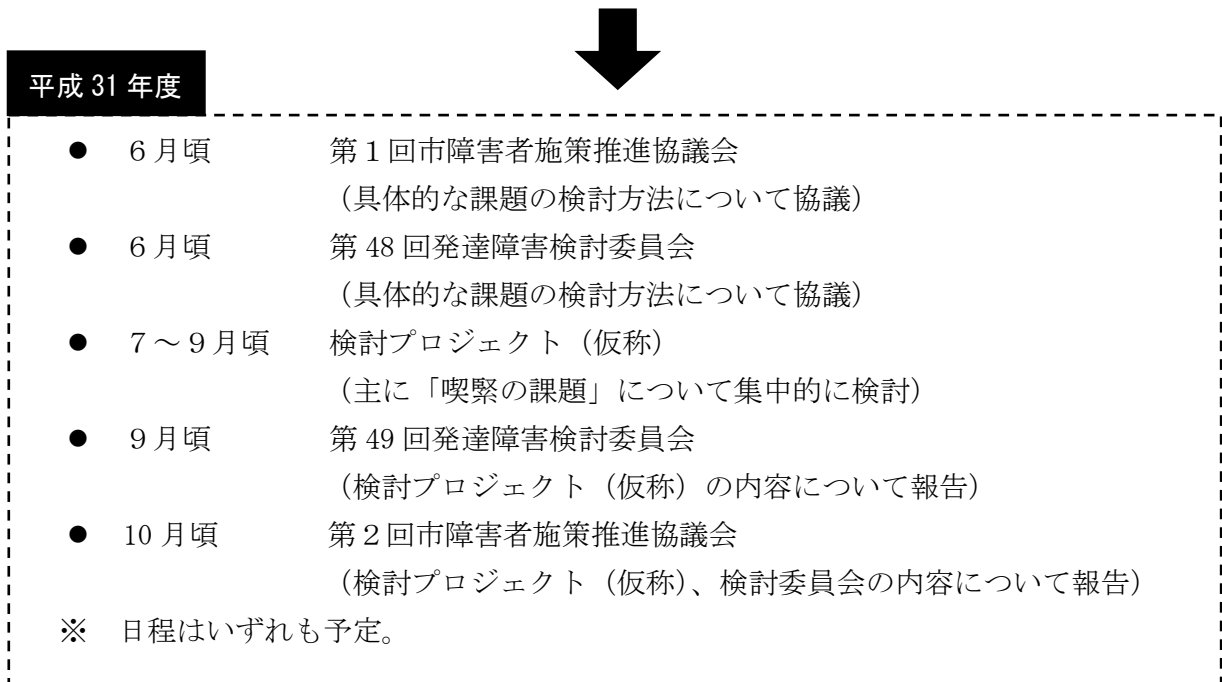
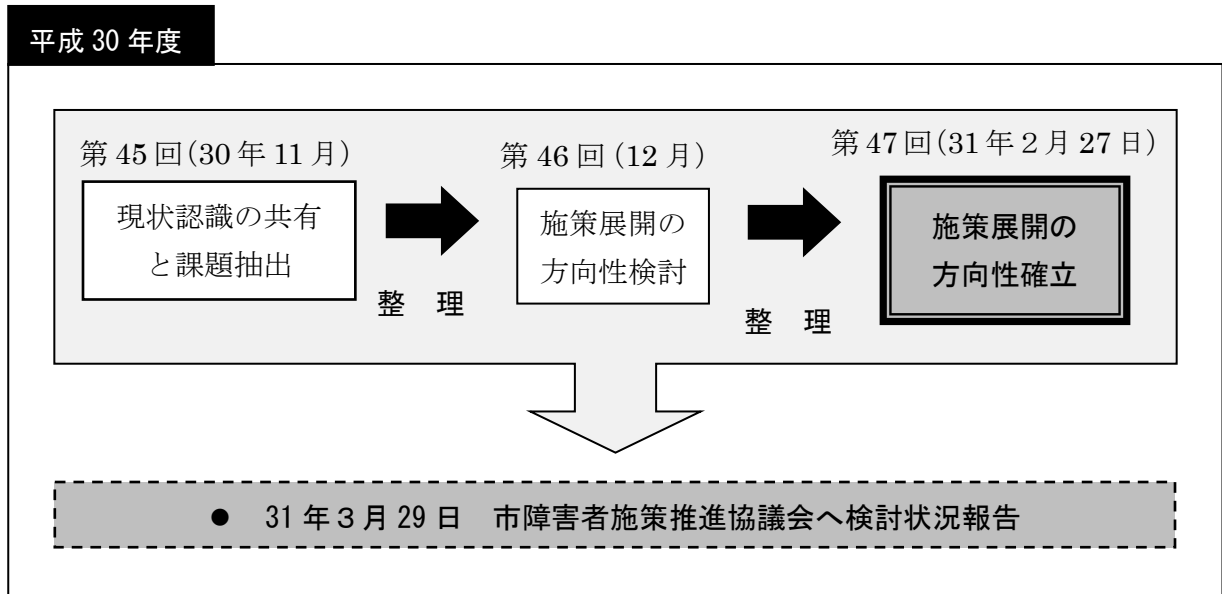
2 第 47 回発達障害検討委員会の検討内容

第 3 回市障害者施策推進協議会（平成 31 年 3 月 29 日開催予定）にて、今年度検討委員会内容について報告を行う予定。



報告・意見内容【資料 2・4・5】について、内容の確認・精査を行う。

3 今後の流れ（予定）



第45回 発達障害検討委員会におけるディスカッション抽出意見 整理表

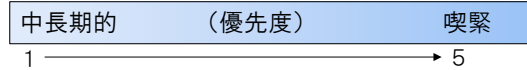
★【既存の施策等の変革】及び【新規の取組】が必要な事項

	抽出された項目	課題項目(求められているもの)		対象となる機関、及び 主な担い手候補となる機関
		大項目	小項目	
1	<ul style="list-style-type: none"> インクルーシブな合意形成 地域の理解と受け皿 二次障害の発生 発達障害≠特別 社会の理解(色々な子がいていいよ) 環境の中で生かされる 地域の連携の仕組みが整っていない(中学校区ぐらいで) 地域(方面事務所単位ぐらいで)の仕組みづくり 集団生活の苦しさ 基礎的環境整備 合理的配慮 	障害理解の促進・普及啓発	地域社会における共生の実現に向けた、社会全体の意識醸成。	<ul style="list-style-type: none"> 横浜市 教育委員会 発達障害者支援センター 障害児・者団体(当事者・家族会等)他
2	<ul style="list-style-type: none"> 大学教員を含めての周囲の理解不足 企業のメンタルヘルスへの支援が不足している 大学の職員の障害への理解が必要 就労支援機関の認識不足(決めつけ、押し付け) 		特に教育・就労場面における、本人を取り巻く周囲への理解促進。	<ul style="list-style-type: none"> 横浜市 発達障害者支援センター 就労支援センター 専門学校・大学・企業等 障害児・者団体(当事者・家族会等)他
3	<ul style="list-style-type: none"> 民間の参入も含め、サービスを再構築 サービスの選択に迷う 家族等の変化「どこにつれていったら良いか？」に変わってきている。 療育センターの仕組みが破たん コーディネーター機能の不足 支援の選択肢、情報収集が難しい 基幹型相談支援センターの役割の明確化 専門性が十分でない 制度はある程度整っているが、運用上の課題がある 既存のものをどう活用するかがポイント 保育へのユニバーサルデザイン化が必要(発達障害への専門性を高めるばかりでは弱い) 放課後等デイサービスができたため、地活は土日の利用が多くなっている 療育センターの応援が必要 	支援機関の連携と役割分担	支援機関の役割分担の明確化等による、効率的・効果的な対応。	<ul style="list-style-type: none"> 地域療育センター 地域子育て支援拠点 障害児地域訓練会 保育所・幼稚園 小学校・中学校・高等学校 特別支援学校・高等特別支援学校 通信制校・サポート校・技能連携校 特別支援教育総合センター 教育総合相談センター 障害児通所支援事業所(児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所) 学齢後期障害児支援事業所 区福祉保健センター 基幹相談支援センター 精神障害者生活支援センター 指定特定相談支援事業所 障害児相談支援事業所 発達障害者支援センター 就労支援センター 青少年相談支援センター ユースプラザ 若者サポートステーション よこはま若者自立塾 障害者ピア相談センター 就労系障害福祉サービス事業所 障害者地域活動ホーム 地域ケアプラザ 民生委員・児童委員 他
4	<ul style="list-style-type: none"> 生涯に亘って継続した支援ナビゲーター サービス利用のコーディネーター コーディネーター機能の不足 		ライフステージを通し、切れ目のない支援を行うための、コーディネート機能の強化。	<ul style="list-style-type: none"> 発達障害者支援センター 区福祉保健センター 基幹相談支援センター 精神障害者生活支援センター 指定特定相談支援事業所 障害児相談支援事業所 特別支援教育総合センター 他
5	<ul style="list-style-type: none"> 医師、病院の不足 医療のネットワーク不足 精神科医療の必要性 心理等の他職種の資源が少ない 医療と福祉の連携不足 未診断の方は自立に向けての道程で、上手くい行かないの差が大きい 医療に対する過大な期待 		医療体制の充実、医療と福祉の連携強化。	<ul style="list-style-type: none"> 医師会・病院協会・医療機関 横浜市立大学 社会福祉士会 地域療育センター 学齢後期障害児支援事業所 発達障害者支援センター 区福祉保健センター 基幹相談支援センター 精神障害者生活支援センター 指定特定相談支援事業所 障害児相談支援事業所 他

	抽出された項目	課題項目(求められているもの)		対象となる機関、及び 主な担い手候補となる機関
		大項目	小項目	
6	<ul style="list-style-type: none"> サービスの選択に迷う 情報を一元的に渡せる手段 家族等の変化「どこにつれていったら良いか？」に変わってきている。 保護者に対する教育、及び支援の不足(サービス利用を含め) 	支援機関の連携と役割分担	サービス情報提供システムの充実。	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 横浜市 ◎ 発達障害者支援センター 他
7	<ul style="list-style-type: none"> 専門性が十分でない 心理・他職種の資源が少ない 大学の職員の障害への理解が必要 支援者側の理解が不十分な結果、触法行動に繋がる 突然、発達障害と知ったときの支援者の在り方 先生方のサポート必要 親に対する教育的関与 一般級教員の支援不足 学校の質を向上 	人材育成	専門性の高い支援者の養成。	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 国 ◎ 横浜市 ◎ 教育委員会 ◎ 発達障害者支援センター ◎ 地域療育センター ◎ 学齢後期障害児支援事業所 他
8	<ul style="list-style-type: none"> 対象者の増加 知的な遅れなしが半分、軽度7割(増加中) 一見判りにくい特性の子が増えている 医学的にも判断が難しくなっている 対象があいまい 障害を告知する前の支援 新しい評価の仕組みが必要 保育のユニバーサルデザイン化が必要(発達障害への専門性を高めるばかりでは弱い) 	支援体制の強化・拡充	就学前の対象者数増加に対する、支援体制の拡充。	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 地域療育センター ◎ 保育所・幼稚園 ◎ 障害児相談支援事業所 ◎ 障害児通所支援事業所(児童発達支援事業所) ◎ 地域子育て支援拠点 ◎ 障害児地域訓練会 他
9	<ul style="list-style-type: none"> 先生方のサポートが必要(幼保小) 制度はある程度整っているが、運用上の課題がある 既存のものをどう活用するかがポイント 一般級教員の支援不足 学校の授業の質を向上 昔からの教授法では対応できない 親に対する教育的関与 療育センターの応援が必要 一斉学習になじまない 		教育と福祉の連携等による、学齢期支援の強化。	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 教育委員会 ◎ 小学校・中学校・高等学校 ◎ 特別支援学校・高等特別支援学校 ◎ 通信制校・サポート校・技能連携校 ◎ 特別支援教育総合センター ◎ 教育総合相談センター ◎ 地域療育センター ◎ 学齢後期障害児支援事業所 ◎ 区福祉保健センター ◎ 基幹相談支援センター ◎ 精神障害者生活支援センター ◎ 障害児相談支援事業所 ◎ 障害児通所支援事業所(放課後等デイサービス事業所) ◎ 保育所・幼稚園 ◎ 放課後児童クラブ・放課後キッズクラブ・はまっ子ふれあいスクール 他
10	<ul style="list-style-type: none"> 二次障害の発生 二次障害のリスク(医療的なサポートが必要) 福祉に繋がっているか否かで認識が違う 家族の孤立感、不安 偏った情報 居場所になれるところがない 中学高校以降の居場所不足(仲間が減る、孤立化) 家族との関係が希薄に 対象があいまい 		学齢後期における、支援の量的拡大と質的な向上。	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 中学校・高等学校 ◎ 特別支援学校・高等特別支援学校 ◎ サポート校・技能連携校 ◎ 教育総合相談センター ◎ 学齢後期障害児支援事業 ◎ 障害児相談支援事業所 ◎ 障害児通所支援事業所(放課後等デイサービス事業所) 他
11	<ul style="list-style-type: none"> 親が障害があることに気付かない 親の障害受容に時間がかかる 保護者への継続的なサポート 保護者に対する教育、及び支援の不足(サービス利用を含め) 親に対する共感的な支援(ペアレントメンター) 子どもの変化に気づきにくい 支援の選択肢。情報収集が難しい サービスの選択に迷う 親からのプレッシャー(が強い) 保護者・支援者の責任なのか? 家族等の変化「どこにつれていったら良いか？」に変わってきている。 両親の一方か両方が発達障害の疑い 	保護者及び家族への支援	保護者及び家族に対する支援の充実。	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 地域療育センター ◎ 学齢後期障害児支援事業所 ◎ 発達障害者支援センター ◎ 通級指導教室 ◎ 特別支援教育総合センター ◎ 教育総合相談センター ◎ 障害児通所支援事業所(児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所) ◎ 障害児地域訓練会 ◎ 地域子育て支援拠点 ◎ 障害児・者団体(家族会) 他

	抽出された項目	課題項目(求められているもの)		対象となる機関、及び 主な担い手候補となる機関
		大項目	小項目	
12	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 集団生活の苦しさ ▶ 支援の必要性を声に出しにくい ▶ 二次障害の発生 ▶ 発達障害≠特別 ▶ 社会の理解(色々な子がいいよ) ▶ インクルーシブな合意形成 ▶ ソーシャルスキルの必要性を認識しづらい ▶ 親からのプレッシャー ▶ 早い時期に決めつけ 	本人への 支援	本人がその人らしく生きるための支援の充実。	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 地域療育センター ◎ 学齢後期障害児支援事業 ◎ 発達障害者支援センター ◎ 障害児通所支援事業(児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所) ◎ 障害者ピア相談センター 他
13	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 居場所になれるところがない ▶ 中学高校以降の居場所不足(仲間が減る、孤立化) ▶ 二次障害の発生 ▶ 二次障害のリスク(医療的なサポートが必要) ▶ 家族との関係が希薄に ▶ 社会の理解(色々な子がいいよ) ▶ 環境の中で生かされる ▶ 不登校→引きこもりへ ▶ 不登校になった子が行く場所がない ▶ 集団生活の苦しさ 		当事者の居場所の充実。	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 障害者地域活動ホーム ◎ 地域ケアプラザ ◎ 青少年相談センター ◎ ユースプラザ ◎ 若者サポートステーション ◎ よこはま型若者自立塾 ◎ 放課後児童クラブ・放課後キッズクラブ・はまっ子ふれあいスクール 他
14	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 二次障害の発生 ▶ 二次障害のリスク(医療的なサポートが必要) ▶ 居場所になれるところがない ▶ 中学高校以降の居場所不足(仲間が減る、孤立化) ▶ 家族との関係が希薄に ▶ 発達障害≠特別 ▶ 社会の理解(色々な子がいいよ) ▶ インクルーシブな合意形成 ▶ 環境の中で生かされる ▶ 不登校→引きこもりへ ▶ 不登校になった子が行く場所がない ▶ 集団生活の苦しさ ▶ 一斉学習になじまない ▶ 子どもの生活自体が忙しい 		二次障害(引きこもり等)への対応力向上。	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 小学校・中学校・高等学校 ◎ 特別支援学校・高等特別支援学校 ◎ 通信制校・サポート校・技能連携校 ◎ 教育総合相談センター ◎ 学齢後期障害児支援事業 ◎ 青少年相談センター ◎ 児童相談所 ◎ 区福祉保健センター ◎ 基幹相談支援センター ◎ 精神障害者生活支援センター ◎ 指定特定相談支援事業所 ◎ 障害児相談支援事業所 ◎ 発達障害者支援センター 他
15	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 大学生になって(発達障害に)気づく ▶ 就職段階で発達障害だと告知される ▶ 自己理解の不足 ▶ 家庭生活を築きにくい ▶ 支援の必要性を声に出しにくい ▶ パートナーが困っている ▶ 親なき後の支援(の質) ▶ 親からのプレッシャー ▶ 未診断の方は自立に向けての道程で、上手く行く・行かないの差が大きい ▶ 両親の一方か両方が発達障害の疑い ▶ 二次障害 ▶ 支援者側の理解が不十分な結果、触法行動に繋がる ▶ 精神科医療の必要性 ▶ 長時間労働の困難な人への所得補償 ▶ 生活の支援 		成人期の課題に対する、本人支援の充実。	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 区福祉保健センター(高齢・障害支援課、生活支援課) ◎ 基幹相談支援センター ◎ 精神障害者生活支援センター ◎ 指定特定相談支援事業所 ◎ 発達障害者支援センター ◎ 就労支援センター ◎ 就労系障害福祉サービス事業所 ◎ 障害者地域活動ホーム ◎ 地域ケアプラザ ◎ 青少年相談センター ◎ ユースプラザ ◎ 若者サポートステーション ◎ よこはま型若者自立塾 ◎ あんしんセンター ◎ 障害者ピア相談センター 他

★ 課題項目の優先度分類について（【ア 重要性】【イ 緊急性】【ウ 難易度（マンパワー・費用・時間の側面から）】の3つの視点に基づき、1～5の5段階で示す）



【注意】 本委員会の論議の結果を活かし、具体的な改善に結びつけるため、どのような順序で取り組むことが効果的・効率的かを示すもの。
（「中長期取り組み」の必要性が低いということではない）

	課題項目（小項目）	渡部委員長	平田委員	高木委員	小川委員	寺田委員	安藤委員	西尾委員	池田委員	坂上委員	中野委員	合計	平均
1	共生社会の実現に向けた、社会全体の意識醸成。	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	12	1.2
2	学校や企業等に対する理解促進。	3	4	2	学校3 企業1	3	1	2	2	1	4	22	2.2
3	支援機関の役割分担の明確化等による、効率的・効果的な対応。	4	5	1	4	5	5	4	3	3	3	37	3.7
4	ライフステージを通し、切れ目のない支援を行うための、コーディネート機能の強化。	4	5	3	3	5	5	4	4	5	4	42	4.2
5	医療体制の充実、医療と福祉の連携強化。	5	3	4	2	5	3	4	3	3	4	36	3.6
6	サービス情報提供システムの充実。	2	5	3	4	3	4	3	2	3	3	32	3.2
7	専門性の高い支援者の養成。	3	5	4	5	5	5	5	5	5	3	45	4.5
8	就学前の対象者数増加に対する、支援体制の拡充。	5	5	5	5	3	2	3	4	5	4	41	4.1
9	教育と福祉の連携等による、学齢期支援の強化。	3	3	5	2	4	3	5	3	3	3	34	3.4
10	学齢後期における、支援の量的拡大と質的な向上。	3	3	4	3	3	2	4	4	5	4	35	3.5
11	保護者に対する支援の充実。	5	5	3	2	2	2	3	3	5	5	35	3.5
12	本人がその人らしく生きるための支援の充実。	3	3	2	2	3	2	2	2	5	4	28	2.8
13	当事者の居場所の充実。	2	5	5	2	4	4	2	3	5	4	36	3.6
14	二次障害（引きこもり等）への対応力向上。	4	3	4	3	5	3	3	4	3	4	36	3.6
15	成人期の課題に対する、本人支援の充実。	3	2	2	2	3	2	4	4	5	3	30	3

平成 31 年 3 月 29 日
横浜市発達障害検討委員会

「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない 発達障害児・者」への総合的な支援について

1 はじめに

(1) 平成 17 年度以降の、横浜市発達障害検討委員会の取組経過

横浜市の発達障害児・者支援については、発達障害者支援法施行と同時期の平成 17 年度から、障害者施策推進協議会の部会として「発達障害検討委員会（以下、「検討委員会」と表記）」を設置し、支援体制の整備に取り組んできた。

ライフステージごとの検討を行うために、乳幼児期・学齢期・学齢後期・青年期ごとの課題や、各期のつなぎ等について議論を行ってきた。

検討委員会での議論を踏まえ、学齢後期の相談支援機関（くらす）の設置、生活アセスメント付き住宅での一人暮らし支援、地域支援マネージャー等、多くの事業が施策としてスタートした。

(2) 現状認識と求められる取組

一方で、これまでの当検討委員会での議論や、次の資料等に示されるように、発達障害とくに「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者」の大幅な増加（※1）に対し、従来の障害福祉・教育等施策では、十分に対応できていない現状（※2）となっており、これらの課題に対する大幅な再構築が求められている。

こうした現状認識に基づき、これまでの検討委員会におけるライフステージごとの議論をつなぎ合わせた、ライフステージ全般に渡る総合的な支援についての検討が必要である。

（※1・2）に関する基礎情報：【資料 5】。

2 平成 30 年度 検討委員会での議論

今期の検討委員会では、上記の現状認識を踏まえ、「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者」について、改めてライフステージ全般に渡る課題整理と、施策の方向性に関する議論を行った。

(1) 検討の経過

■ 第 45 回（平成 30 年 11 月 1 日） 現状認識の共有と課題抽出

「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者」の大幅な増加に対し、従来の障害福祉・教育等施策では、十分に対応できていない現状についての認識を共有した。

その上で、『「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者」が地域で自立した生活を送るための課題、および必要な支援について』をテーマに、課題抽出のためのディスカッションを行った。

■ 第46回（平成30年12月18日） 施策展開の方向性検討

抽出された課題について、事務局で分類・整理した内容の精査を行った。

また、これらの事項のうち、特に喫緊の課題として早急に改善すべきものと、中長期的な視点で施策を検討すべきものの整理を行った。

■ 第47回（平成31年2月27日） 施策展開の方向性確立

施策展開の方向性について確認するとともに、横浜市施策推進協議会への報告・意見内容について精査を行った。

(2) 検討委員会での主な意見

- 発達障害施策の大幅な再構築が必要であり、これらに関する検討を深め、具体的な施策に結びつけていく必要がある。
- 地域社会における共生を実現するために、社会全体への普及啓発を行っていくことを、基本理念として前提に置くと良いのではないか。
- 再構築にあたっては、支援主体ごとの役割を明確にし、相互に連携し補完しあうことで、効率的・効果的に機能させていく必要がある。
- 支援体制の中で中心的な役割を果たす機関を明確化し、その上で連携の仕組みを考える必要がある。
- 発達障害児・者に特化した、専門性の高い人材の育成と、発達障害のある人を取り巻く周囲全般が、必要な理解と知識を身に付けることが重要である。
- 再構築にあたっては、特に福祉分野と教育分野の連携が重要である。

3 前提となる理念

検討委員会からの意見を提示するにあたり、まずは、次に掲げる理念の理解が前提となる。

【障害に関する考え方の転換】

- 平成13（2001）年WHO総会での国際生活機能分類（ICF）の採択
 - ➔ 「個人の生活機能」とは
ある特定の領域における個人の生活機能は、健康状態と背景因子（すなわち、環境因子と個人因子）との間の、相互作用あるいは複合的な関係とみなされる。
- 「医学モデル対社会モデル」から「医学モデルと社会モデルの統合」へ

【インクルージョンの理念の浸透】

- 平成6（1994）年の、ユネスコ「特別なニーズ教育に関する世界会議」（サラマンカ宣言）
 - ➔ 「サラマンカ宣言」とは
『世界の教育は、障害のあるなしにかかわらず、すべての子どもたち一人ひとりのニーズに対応し、なおかつ同年齢の子どもたちを一体とする場で教育すべき』
→ すべての子どもたちの教育的ニーズをとらえた上で、そのニーズに応じた教育を分け隔てのない場で実践することを求めているこの考え方が「すべての子どもたちを一体として包み込む教育」、すなわち「インクルージョン」の考え方とされる。

【障害者権利条約】

- 平成 26 (2014) 年の障害者権利条約の批准
 - ➡ 障害者施策の推進の目的 (2011 年改正障害者基本法第 1 条)
全ての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会を実現する。

【地域共生社会の実現】

- 平成 12 (2000) 年の社会福祉基礎構造改革、及び社会福祉法改正をはじめとした地域に視点を置いた福祉制度の改革 (地域福祉の推進の規定)
 - ➡ 法制度の整備による「地域共生社会」の実現に向けた施策の推進
 - ・ 平成 23 (2011) 年の障害者基本法の改正
 - ・ 平成 24 (2012) 年の障害者総合支援法の成立
 - ・ 平成 25 (2013) 年の障害者差別解消法の成立、及び障害者雇用促進法の改正
 - ・ 平成 28 (2016) 年の障害者差別解消法の施行
 - ・ 平成 29 (2017) 年の介護保険法や社会福祉法の改正
 - ・ 平成 29 (2017) 年の『地域共生社会』に向けて (当面の改革工程) (厚生労働省) の提唱
 - ➡ 「地域共生社会」とは
 - ・ 「制度・分野毎の『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」。
 - ・ 地域福祉推進の理念、包括的な支援体制の整備、地域福祉支援計画の策定を規定
 - 「地域共生社会」を具体的にどう取り組んでいくか、地域レベルで議論し、中長期的なビジョンを掲げて進めていくことが必要。
 - 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者、社会福祉に関する活動を行う者、国と地方公共団体が地域生活課題の把握し、協働・連携して地域福祉を推進するための枠組みづくりが必要。
 - 近隣で起きている問題を「他人事」ではなく「我が事」として捉え、さまざまな住民が身近な福祉活動に参加することから行政や関係機関のタテ割りを横断的につなぐなどトータル・ケアやチーム・アプローチの仕組みや手法をつくる必要がある。

【インクルーシブ教育システムの構築】

- 平成 24 (2012) 年共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進 (報告) (文部科学省)
 - ➡ 共生社会の形成に向けて
 - ・ 「共生社会」とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会である。
 - ・ 誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である。

- ・ インクルーシブ教育システムとは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的および身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている。
- ・ インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備する。
- ・ 小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」を用意しておく。
- ・ 基本的な方向性としては、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである。その場合には、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身につけていけるかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要である。

今後の、本市の発達障害の施策展開にあたっては、こうした理念を前提に、広く社会全体に浸透するよう、継続的な普及・啓発に取り組む必要がある。

4 課題の解決に向けた意見

(1) 対象

今回の意見に関し、対象を「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者」と定める。

※ 対象を限定した理由は、【資料5】で示した基礎情報等により、「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者」の数が特に大きく増加していることで、従来の施策では十分に対応できない状況が生じていると考えたためである。

(2) 目的

今回の対象が、全てのライフステージにおいて、多様な支援の実施主体により、包括的で切れ目のない支援を受けられる社会を実現すること。

なお、この実現にあたっては、次の（ア・イ）の視点に留意すべきである。

ア 役割分担と連携

- 支援の実施主体ごとの役割分担を明確にし、それぞれの強みを生かして連携し合うことで、重層的・包括的な支援体制を構築する必要がある。
- 公民の役割分担、共助・自助など、実施主体ごとの役割を明確にし、相互に連携し補完し合うことが必要である。
- 支援体制の中で中心的な役割を果たす機関を明確化し、その上で連携の仕組みを考えることが重要である。
- 福祉分野と教育分野については、互いが持つ知恵と技術を生かすことにより、特に効果的な相互作用が期待できるため、特段の連携が必要である。

イ 気づきの促進と未来に繋がる支援 (Right time & Bright life)

- いかなるライフステージにおいても、生活のしづらさが生じる前、あるいは生じたときに、本人や保護者・家族、あるいは周囲の人々が早期にそれを発見し、速やかに適切な支援に結び付くことができる体制の構築が必要である。
- その人にとって正しいタイミング (Right time) で生活のしづらさに気づき、支援を重ねることが出来れば、その人にとって明るい人生・未来 (Bright life) に繋がっていくと考える。

※ 横浜市では、ライフステージにおける早い段階で生活のしづらさを発見し、療育に結び付ける「早期発見・早期療育」の理念を掲げてきた。

これに対し、生活のしづらさが、いかなるライフステージにおいて生じた場合も早期に発見するという意味で、イの視点を示している。

発達障害施策の再構築にあたっては、「早期発見・早期療育」の理念と併せて、この視点についても留意すべきである。

(3) 意見内容

横浜市における、発達障害に関する、医療・福祉・教育等施策を、次に掲げる6大項目・15小項目の方向性に基づき、再構築を行うべきである。

※ 【資料2】において、今後具体的な施策展開を行う際の目安として、大項目・小項目に対応する、「対象となる機関、および主な担い手候補となる機関」を参考として付記した。

【横浜市発達障害施策の再構築に係る方向性】

I 障害理解の促進・普及啓発

- 地域社会における共生の実現に向けた、社会全体の意識醸成。
- 特に教育・就労の場面における、本人を取り巻く周囲への理解促進。

II 支援機関の連携と役割分担

- 支援機関の役割分担の明確化等による、効果的・効率的な対応。
- ライフステージを通し、切れ目のない支援を行うための、コーディネート機能の強化。
- 医療体制の充実、医療と福祉の連携強化。
- サービス情報提供システムの充実。

III 人材育成

- 専門性の高い支援者の養成。

IV 支援体制の強化・充実

- 就学前の対象者数増加に対する、支援体制の拡充。
- 教育と福祉の連携等による、学齢期支援の強化。
- 学齢後期における、支援の量的拡大と質的な向上。

V 保護者及び家族への支援

- 保護者及び家族に対する支援の充実。

VI 本人への支援

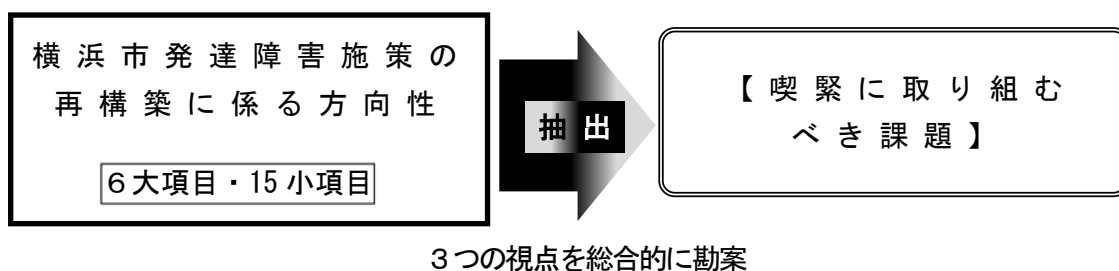
- 本人がその人らしく生きるための支援の充実。
- 当事者の居場所の充実。
- 二次障害（引きこもり等）への対応力向上。
- 成人期の課題に対する、本人支援の充実。

(4) 喫緊に取り組むべき課題

6大項目・15小項目は、いずれも極めて重要であると当検討委員会は考えている。また、これらは相互補完的、かつ連続的・一体的であり、全てが実現することにより初めて、完成したシステムとなる。

しかし、全ての施策を一挙に実現することは現実的に困難であるため、【ア 重要性】【イ 緊急性】【ウ 難易度(マンパワー・費用・時間の側面から)】の3つの視点を総合的に勘案し、次の項目については、特に喫緊に取り組むべきであることを付言する。

<「横浜市発達障害施策の再構築に係る方向性」と「喫緊に取り組むべき課題」の関係図>



- ※ これら「喫緊に取り組むべき課題」については、再構築に向けて平成31年度に検討を開始するとともに、平成33年度からの第4期障害者プラン等に反映させることが望ましいと考える。
- ※ また、それ以外の課題についても、順次検討を進め、可能な限り第4期以降の障害者プラン等に反映させることが望ましいと考える。

Ⅱ 支援機関の連携と役割分担

- 支援機関の役割分担の明確化等による、効率的・効果的な対応。
 - … 支援の実施主体ごとの役割分担を明確にし、相互に連携し補完し合うことで、効率的・効果的な支援体制を構築する必要がある。
 - また、支援体制の中で中心的な役割を果たす機関を明確化し、その上で連携の仕組みを考えることが重要である。
- ライフステージを通し、切れ目のない支援を行うための、コーディネート機能の強化。
 - … ライフステージごとの接続期において、切れ目なく、適切な支援に繋がることができる仕組みの整備が必要である。併せて、支援機関ごとの連携強化が重要である。

Ⅲ 人材育成

- 専門性の高い支援者の養成。
 - … 発達障害児・者に特化した、専門性の高い人材の育成が必要である。
 - また同時に、発達障害のある人を取り巻く周囲全般が、必要な理解と知識を身に付けることも求められている。

Ⅳ 支援体制の強化・充実

- 就学前の対象者増加に対する、支援体制の拡充。
 - … 発達障害児の増加と、それに対応する障害児通所支援事業所などの障害児サービスの増加、保育所・幼稚園等における障害児の受入れ拡大など、障害児を取り巻く環境は大きく変化している。
 - これらを踏まえて、就学前の発達障害児支援体制の拡充を行うべきである。それに際しては、地域療育センター等が担うべき役割と方向性を明確にすることにより、それぞれのサービスの効率的・効果的な支援体制を再構築していくことが必要である。
- 学齢後期における、支援の量的拡大と質的向上。
 - … 近年、学齢後期における発達障害児の新規診療・相談の件数が増加しており、困難な課題も多いところから、支援体制の強化が急務となっている。
 - このため、学齢後期障害児支援事業が担うべき役割と方向性を明確にした上で、放課後等デイサービスや、他の相談事業などとともに、効率的・効果的な支援体制を再構築していくことが必要である。
 - また、併せて学齢後期支援に必要なサービスを充足するための量的拡大と、質的向上に向けた検討を行い、これらにより支援体制を強化していくべきである。

Ⅴ 保護者及び家族への支援

- 保護者及び家族に対する支援の充実。
 - … 発達障害児の支援には、当該児童に対する支援にも増して保護者及び家族支援が有効であり、重要である。
 - また、保護者等の中には周囲に子育てなどの悩みを話せる人がおらず、孤立感・孤独感を感じたり、必要なサービスに辿り着けなかったりする場合があることが、課題となっている。このため、新たにメンター制度の創設や、ペアレントプログラム（ペアレントトレーニング）の充実などを図るべきである。
 - 併せて、必要な情報がタイムリーに提供されるシステムの構築等とともに、適切な時期に支援が届くような仕組みづくり等を行うことによる、保護者等支援の充実が必要である。

5 期待する今後の取組

これまで横浜市では、ライフステージにおける早い段階で生活のしづらさを発見し、療育に結びつける「早期発見・早期療育」の理念を掲げ、障害関連施策に取り組んできた。その結果、支援を必要とする多くの発達障害のある方を、福祉・医療・教育等の適切な機関に繋げることが可能となった。

しかし、発達障害に伴う生活のしづらさは、これまで早期発見の主なターゲットとしてきた未就学期等に限らず、ライフステージのあらゆる時点において発現する。

そのため、今もなお多くの方が、様々なライフステージで生活のしづらさを抱え、必要な支援機関に繋がることができず、社会の中で苦しんでいる状況がある。

こうした現状を打破するために、「気づきの促進と未来に繋がる支援 (Right time & Bright life)」すなわち、いかなるライフステージにおいても、周囲の人々等が生活のしづらさをタイムリーに認知し、必要な支援にいつでも繋がることできるという視点を持ち、施策展開の再構築を目指すべきである。

そのためには、本人や保護者・家族、福祉・教育・医療等の支援機関、行政、地域社会等の多様な支援主体が、役割分担と連携のもとで、一体となり全員参加型で課題解決に取り組んでいく必要がある。

こうした取組の推進により、多様性を認め合い、誰もが安心して生き生きと暮らすことができる社会を実現する役割が、横浜市に課せられていると考える。

今回の意見を参考とした上で、横浜市の発達障害施策の方向性が明確化し、具体的な施策に結び付けられることを、当検討委員会は心より願っている。またこれらが、第4期横浜市障害者プラン、第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画、第4期横浜市教育振興基本計画等に反映されることを期待している。

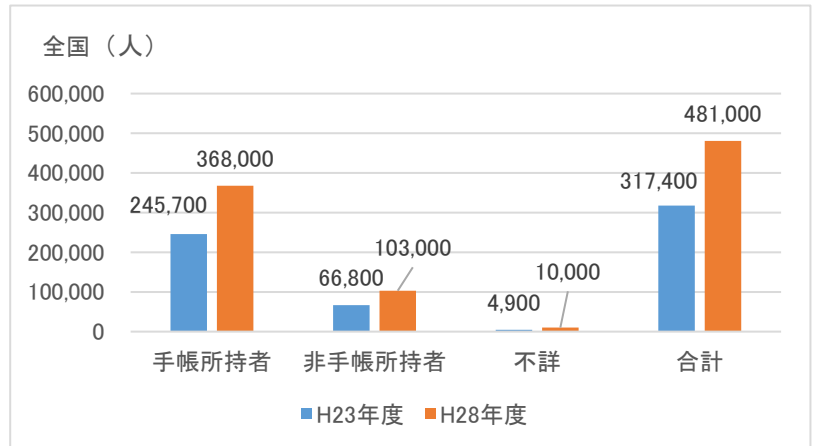
そのために今後、関係機関よりさらに幅広い意見を受け、議論を深めるとともに、具体的な施策の検討を行っていくことが望ましいと考える。

「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者」に関する基礎情報

(※1) 『軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者』の大幅な増加について

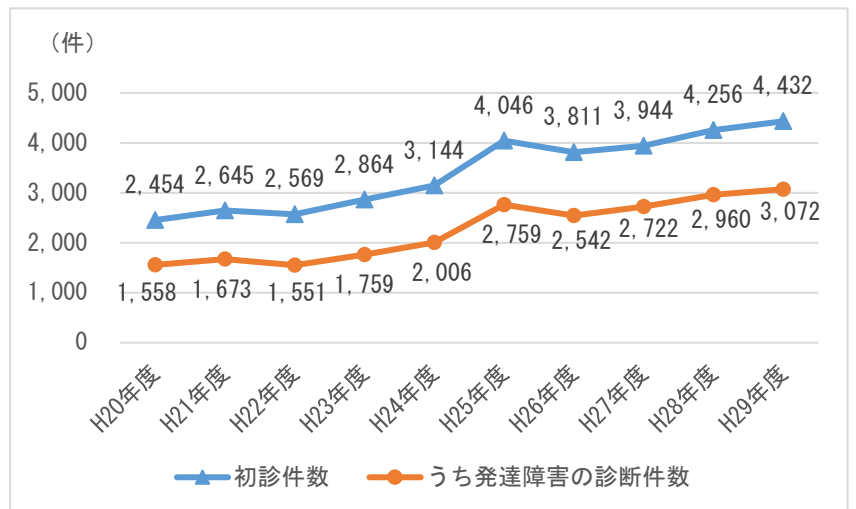
1 厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）」

発達障害と診断された者の数



2 地域療育センター初診件数と発達障害の診断件数

地域療育センター初診件数と発達障害の診断件数



3 発達障害に関する専門相談支援機関への新規相談者のうち、療育手帳非所持者（H29年度）

(1) 学齢後期発達相談室「くらす」



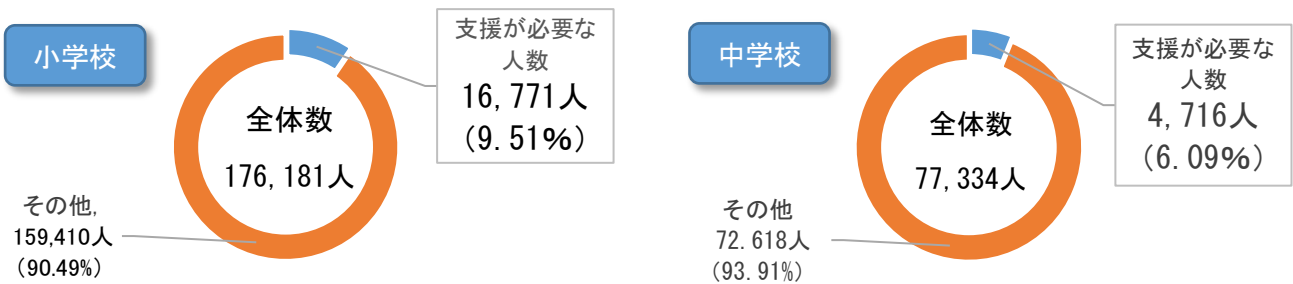
(2) 発達障害者支援センター



4 一般学級に在籍する特別な支援が必要とされる児童生徒数の推移

H29年度「発達障害のある児童生徒に関する調査」より

※ 手帳および診断の有無を問わない調査のため、あくまで参考値。



(※2) 「従来の障害福祉・教育等施策では、十分に対応できていない現状」について

1 地域療育センター（横浜市総合リハビリテーションセンターを除く）

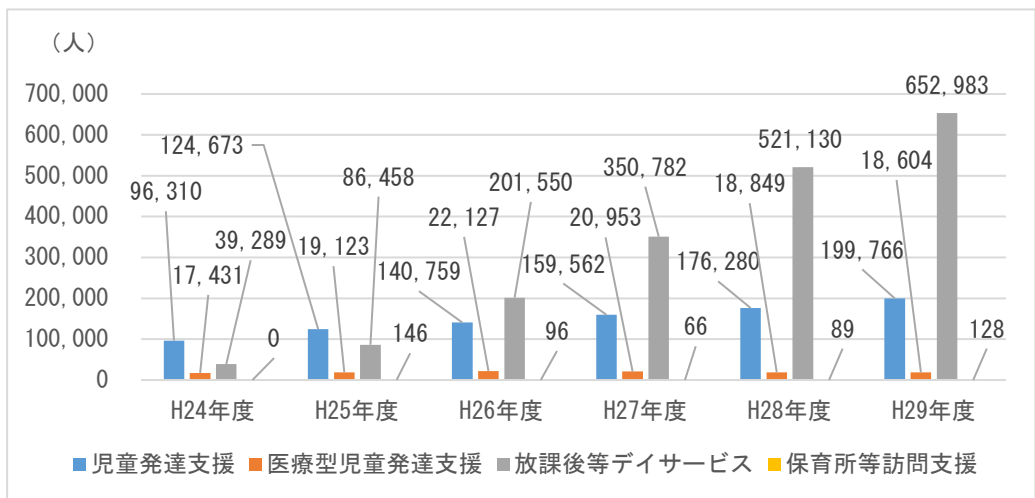
初診までの待機期間

(月)

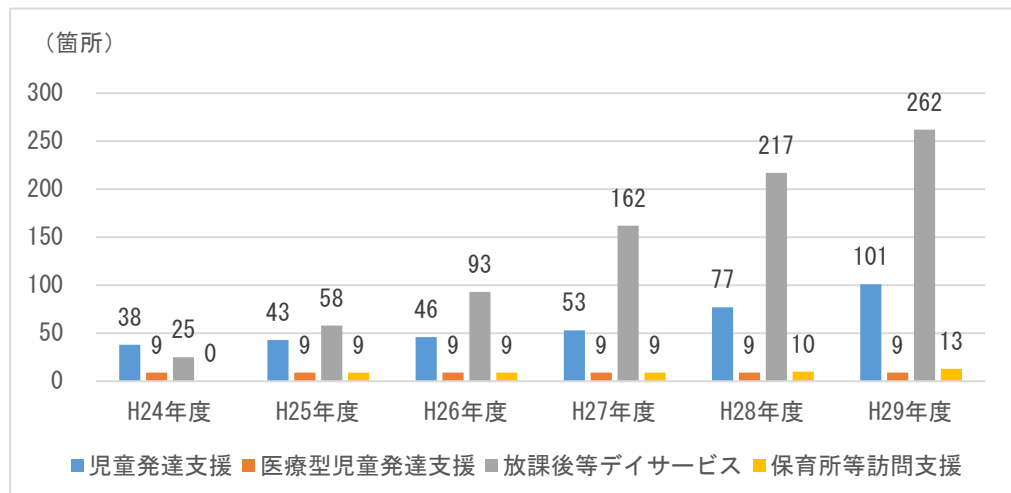
H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
3.4	3.4	3.2	3.5

2 児童福祉法に基づくサービス

延べ利用人数



事業所数



横浜市における
予算・決算額
(障害児通所支援)

